

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）、 公開草案「SASBスタンダードの修正案」および公開草案 「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスの修正案」を公表

ISSBは、2025年7月3日に公開草案「SASBスタンダードの修正案」（以下、「本公開草案」という）および公開草案「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスの修正案」を公表しました。

サステナビリティ

ISSB



News

- 本公開草案はISSBの2024年から2026年までの2年間の作業計画に含まれるSASBスタンダードの改善を目的とした提案です。
- 本公開草案は、SASBスタンダードについて以下を提案しています。
 - ① **9つの優先産業（採掘および鉱物加工セクターの8つすべての産業および加工食品産業）のSASBスタンダードについての包括的な修正**
 - ② **9つの優先産業以外の産業のSASBスタンダードにおける、産業間の要求事項を整合させるための特定の開示トピックに的を絞った修正**
- 「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」（以下、「産業別ガイダンス」という）についても、本公開草案における提案と同様の修正が提案されています。
- ISSBは2つの公開草案の修正を審議した上で、公表後の12～18カ月の間に発効日を設定し、また早期適用を認めることを予定しています。



Background

- SASBスタンダードは、11セクター77産業の産業別のスタンダードであり、IFRS®サステナビリティ開示基準（ISSB™基準）を適用する際に、ガイダンスの情報源として用いることが要求されています。
- ISSB基準の適用支援、GRIやESRSなどの他のサステナビリティ開示基準との相互運用可能性（interoperability）の改善などを目的として、本公開草案が公表されました。



Insight

- SASBスタンダードは、**SSBJ基準においても「参照し、その適用可能性を考慮」することが要求されている「ガイダンスの情報源」**であるため、改訂の動向を注視していく必要があります。
- SSBJ基準では、2023年12月最終改訂のSASBスタンダードおよび2023年6月公表の産業別ガイダンスをガイダンスの情報源として用いることとされています。このため、本公開草案が最終化されたあとすぐに改訂版の適用が義務化されるわけではありません。ただし、ISSBによる改訂を踏まえ、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議を経てSSBJ基準の改定がされ、適用となることが想定されます。

1. 本公開草案公表の経緯

ISSBは、2024年6月に公表した2024年から2026年までの2年間の作業計画（下表参照）において、SASBスタンダードの改善を「やや劣る優先度」の取組み課題として掲げています。しかし、SASBスタンダードの改善は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（IFRS S1号）およびS2号「気候関連開示」（IFRS S2号）の適用支援にもつながるものです。このため、ISSBは段階的なアプローチによるとしたうえで、まず優先度が高い12の産業について公開草案の開発を開始するほか、産業間で共通する開示トピックについての的を絞った修正を行うこととしました。こうした経緯を踏まえ本公開草案は公表されています。

ISSBが2024年6月に公表した2年間の作業計画（概要）

優先度	活動内容
高い優先度	IFRS S1・S2号の適用支援
やや劣る優先度	- 生物多様性・生態系・生態系サービス（BEES）および人的資本に関するリサーチおよび基準開発 SASBスタンダードの改善
優先度を明示しない（核となる活動）	- IFRSサステナビリティ開示基準とIFRS会計基準とのコネクティビティ - 他のサステナビリティ開示基準との相互運用可能性（interoperability）の確保 - 利害関係者との対話

出典：ISSB公表物よりあずさ監査法人作成

2. SASBスタンダードとは

SASBスタンダードは、80以上の法域で事業を営む3,900以上の企業によって適用されている11セクター77産業の産業別のスタンダードであり、産業ごとに①産業の説明、②開示トピック、③指標、④技術的プロトコル、⑤活動指標で構成されています（本公開草案 BC11項）。

SASBスタンダードは、IFRS S1号を適用する際に、「ガイダンスの情報源」として用いることが要求されています。企業は、具体的に適用されるISSB基準が存在しない場合において、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別し、それらのリスクおよび機会に関連する開示を作成する際に、SASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することが求められます（IFRS S1号 55項(a)、58項(a)）。

3. 本公開草案における提案

本公開草案における提案の概要は、以下のとおりです。

(1) 本公開草案の目的

本公開草案は、SASBスタンダードをタイムリーに改善することにより、IFRS S1・S2号の高品質な適用を支援することを目的としており、以下に焦点をあてて作成されています（本公開草案 IN6項）。

- ・ 産業のグルーピング（新興市場や発展途上国のバリュー・チェーンを反映することを含む）、開示トピック、指標、技術的プロトコルの国際的な適用可能性をさらに高める。
- ・ サステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインとして機能するために投資家のニーズに引き続き焦点を当てながら、**他のサステナビリティ基準やフレームワーク（GRIスタンダード・ESRS）との相互運用可能性（interoperability）を改善**する機会を模索する。
- ・ 生物多様性・生態系・生態系サービス（BEES）および人的資本に関連するSASBスタンダードの開示トピックおよび指標を修正する機会を模索し、本公開草案へのフィードバックをISSBの**リサーチ・プロジェクトにインプットできるようにする**。
- ・ SASBスタンダードの用語と概念をISSB基準と整合させる機会を模索する。

(2) 9つの産業におけるSASBスタンダードの包括的な修正

ISSBは2024年7月のISSBボード会議において、12の優先産業について公開草案の開発を開始することを決定しています。本公開草案では、そのうち以下の9つの産業に関する修正案が公表されています（本公開草案 IN3項）。

- ・ 採掘および鉱物加工セクターの8つすべての産業（①石炭事業、②工事用資材、③鉄鋼製造業者、④金属および鉱業、⑤石油およびガス-探査および生産、⑥石油およびガス-中流、⑦石油およびガス-精製およびマーケティング、⑧石油およびガス-サービス）
- ・ 食品および飲料セクターの加工食品産業

なお、ISSBは、12の優先産業のうち、今回公開草案を公表していない3つの産業（①電力事業者および発電事業者、②農産物、③食肉、家禽および乳製品）について、2025年末までに公開草案を公表する予定としています（本公開草案 BC4項）。

(3) 9つの優先産業以外の産業におけるSASBスタンダードの的を絞った修正

ISSBは、産業間で共通するトピックの整合した開示を維持するために、9つの優先産業以外のSASBスタンダードの開示トピックについて、的を絞った修正を行うことを提案しています。対象となる開示トピックは次頁のとおりであり、41の産業のSASBスタンダードにこれらの開示トピックが含まれています（本公開草案 IN4-5項）。

- ・ 温室効果ガス排出
- ・ エネルギー管理
- ・ 水管理
- ・ 労働慣行
- ・ 労働力（workforce）の健康および安全

4. 公開草案「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスの修正案」

本公開草案と同時に、公開草案「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスの修正案」が公表されています。産業別ガイダンスは、SASBスタンダードのうち、気候関連の内容を抜き出したものとなっており、企業はIFRS S2号を適用する際に、産業別ガイダンスに含まれる産業別の開示トピックや、開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮することが求められます（IFRS S2号12項、23項）。

ISSBは、SASBスタンダードにおける気候関連の内容と産業別ガイダンスとの間の整合性を維持するために、産業別ガイダンスを修正することを提案しています（本公開草案 BC6項）。

5. 適用時期等

本公開草案および公開草案「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスの修正案」のいずれも、2025年11月30日を期限としてコメント募集が行われています。作成者が修正された基準に対応する期間や翻訳版を必要とする法域の適用準備期間を考慮し、ISSBは本公開草案の修正を審議した上で、公表後の12～18か月の間に発効日を設定し、また早期適用を認めることを予定しています（本公開草案 IN10項、BC161項）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。